

身近に若者がいる人必見!

新生活が始まる季節に多い 3つのトラブル

知人・友人から勧誘されて… 「マルチ取引」

マルチ取引とは「人を誘えば報酬が得られる」などと勧誘し、商品やサービスなどの契約をすること。最近では先輩や友人だけでなく、SNS やマッチングアプリで知り合った人から飲食やセミナーに誘われて軽い気持ちで会ったところ、マルチ取引を勧誘され、簡単に儲かる、直ぐ返済できると高額契約したが「儲からない」「事業者の実態がよくわからない」というケースが多く見られます。

断りにくい場面も多いかと思いますが、はっきり断ることが一番です。トラブルに備え、勧誘時の記録 (SNS やメール等) は保存しておきましょう。契約してしまった場合、自分が新たな勧誘者となり、友人などを勧誘してしまうと、人間関係のトラブルとなることもあります。



路上で声をかけられて… 「キャッチセールス」



駅や繁華街などの路上でアンケート調査などと称して呼び止め、営業所等に連れていき、商品やサービスを契約させる商法を「キャッチセールス」と呼びます。エステ契約やモデル養成契約などを勧誘されるケースが目立ちます。軽い気持ちで一人で相手についていけないようにしましょう。

アドバイス

契約する商品・役務等によっては、長期間の契約で支払総額が大きくなる場合もあります。契約時には、商品・役務等の内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得したうえで契約しましょう。

また、「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンからの借金やクレジットカードで支払うことを勧められる恐れがあります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

契約をするときの心得やトラブル事例を家族で話題にしてみてください。うちの子は大丈夫と思われるかもしれませんが、これらは社会経験不足からくる誰にでも起こり得るトラブルです。

18才から成人だよ



はじめての一人暮らし… 「アパートの賃貸契約」

部屋をスマホやパソコンで探すのが一般的となっていますが、契約までネットで行うのは危険です。入居後にトラブルとならないよう、必ず内見しましょう。

退去時にトラブルになるのは「原状回復」です。原状回復については国土交通省のガイドラインで示されていますので、事前に情報収集しておき、契約時に特約も含め内容の確認が必要です。

入居時・退去時の貸主との立会いを必ずおこないましょう。後日の確認資料として、入居前の写真を撮り、退去時のトラブルに備えましょう。



各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 予約制

相談料 / 無料
予約 / 住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月~金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。